

## 加西市立善防園 施設移管運営条件

## 1 関係法令の遵守

障害福祉関係法令を遵守し、適正に運営を図るとともに、加西市ほか関係機関の指示、指導事項を遵守すること。

## 2 対象施設の概要

## (1) 名称

加西市立善防園

## (2) 所在地

加西市西笠原町 172-142

## (3) 建物概要

構造：鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建

敷地面積：8,411.54 m<sup>2</sup>

延床面積：939.54 m<sup>2</sup>

## (4) 主な施設の概要

事務室、相談室、医務室、談話室、会議室、第1～3作業室、調理実習室、木工室、縫製作業室、食堂、厨房ほか

## (5) 付帯建築物

車庫（鉄筋コンクリート造平屋 131.64 m<sup>2</sup>）、農業倉庫、物置、カーポート等

## 3 開所時間等

(1) 開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとすること。

(2) 休業日は次のとおりとする。ただし、月1回以上の土曜日開所を実施すること。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 利用者の利便性の向上に資するものと加西市が認めたときは、加西市の承認を得て変更することができる。

## 4 業務内容

## (1) 障害福祉サービス

移管後10年間は、次に掲げる事業を実施すること。

ア 生活介護（定員45名以上）

イ 就労継続支援B型（定員10名以上）

## (2) 施設運営に関する業務

ア 利用者への支援業務

- ・個々の利用者の状況に応じた支援目標や支援内容を明確にした個別支援計画を作成し支援向上に努めること。また計画を利用者及び保護者に提示して同意と理解を得ること。
- ・利用者の意向、能力に応じて授産活動を実施し、県の工賃向上計画に配慮し、目標工賃の設定等具体的な取組を進めるため計画を策定すること。
- ・障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な利用が図られるよう、送迎を実施するなどの配慮を行うこと。
- ・利用者満足度の向上を図るため、年1回以上アンケート等を実施し、利用者・保護者等の意見、苦情等を把握し、その結果に基づき業務改善を行うこと。

#### イ 保健管理業務

利用者の日常の健康管理及び健康診断等を実施すること。

#### ウ 給食業務

利用者の健康と食形態に配慮した給食の提供を行うこと。

#### エ 年間行事の実施

利用者の社会参加を図るとともに、生活の励みとするため、各年間行事を計画実施すること。

#### オ 専門相談

利用者の支援や地域生活に係わるさまざまな相談に、必要な助言その他の援助を行うこと。また、市や関係機関と連携して対応すること。

#### カ 保護者会への対応

円滑な施設運営を図るため、定期的に保護者会を開催し、保護者の協力と理解を得ること。又、保護者の意見や要望を把握して、可能な限り支援に反映させること。

#### キ 地域社会との連携

地域との交流を図り協力をし、地域に開かれた施設になるよう努めること。また施設開放（紹介）、施設間交流等を目的に年1回以上行事を開催すること。

### (3) 職員配置等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、安定的かつ十分な支援を実施するために、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員を男女のバランスを配慮して適切に配置すること。

なお、職員はその職務内容により、基準等に定める資格を有する者とする。職員の資質向上及び知識・技術の習得のため研修等の機会を設けること。

## 5 施設の維持管理

### (1) 保守管理業務

施設を適切に管理運営するために、建物の日常的な点検を計画的に行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ等が発生しない状態を維持するとともに、美観を維持

すること。

施設を安全かつ安心して利用できるよう予防保全に努めること。

施設内の設備が、正常に機能するように、専門業者による保守点検を定期的にも実施すること。

#### (2) 清掃業務

日常的に清掃を行い、施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。なお、日常的な清掃では行き届かない箇所についても、必要に応じた清掃を実施することにより、施設の良好な環境衛生、美観の維持に努めること。また、水質、衛生関係の測定等を実施すること。

#### (3) 備品管理業務

施設に既存の備品は無償譲渡とする。譲渡された備品は、活動に支障をきたさないよう、適切に管理するとともに、不具合が生じた備品については、移管先事業者において更新すること。

#### (4) 保安警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して生活できる環境の確保のために保安警備業務を行なうこと。また、侵入者・不審者等を発見した場合は、適切な対応をすること。

#### (5) 修繕業務

施設の管理上、施設の修繕が必要となった場合は、施設貸与期間中であっては事前に市と協議すること。

### 6 その他特記事項

#### (1) サービス利用者への配慮

移管時点において現に障害福祉サービスを利用している者が、移管後も引き続き同サービスの利用を希望するときは、引き続きサービス利用ができること。

また、現にサービスを利用している者が不安や混乱等をきたすことの無いよう、事業の移管にあたっては細心の注意を払うこと。